住宅・土地統計調査結果（波佐見町）

資料：平成20年住宅・土地統計調査

住宅の種類・構造・建築の時期別住宅数

建築の時期	総数	住宅の種類		構造				
		専用住宅	店舗及びその他の併用住宅	木造	防火木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	鉄骨造	その他
住宅総数	4,660	4,300	360	2,110	2,210	310	20	－
昭和45年以前	1,190	1,120	70	790	390	10	－	－
昭和46年～昭和55年	940	890	50	520	310	110	－	－
昭和56年～平成2年	1,010	890	110	350	520	110	20	－
平成3年～平成12年	1,000	920	80	350	620	30	－	－
平成13年～平成17年	200	200	－	40	120	30	－	－
平成18年～平成20年9月	140	120	10	20	110	－	－	－

＊住宅の所有の関係「不詳」を含む

住宅の建て方、構造、階数別住宅数

構造	総数	一戸建て			長屋建て			共同住宅					その他
		総数	1階建	2階建以上	総数	1階建	2階建以上	総数	1階建	2	3～5	6階建以上	
住宅総数	4,660	3,790	940	2,850	360	110	250	510	70	430	10	－	－
木造	2,110	2,080	490	1,590	20	－	20	10	－	10	－	－	－
防火木造	2,210	1,550	430	1,130	330	110	220	330	－	330	－	－	－
非木造	330	160	20	140	10	－	10	160	70	80	10	－	－

住宅の所有の関係、建て方別専用住宅数

住宅の所有の関係	総数	建て方			
		一戸建て	長屋建て	共同住宅	その他
専用住宅総数	4,300	3,430	360	510	－
持ち家	3,310	3,270	50	－	－
借家	950	170	280	500	－

公営の借家	330	－	260	70	－
公団・公社の借家	－	－	－	－	－
民営借家	560	150	30	380	－
給与住宅	60	10	－	50	－

＊住宅の所有の関係「不詳」を含む

住宅の種類、専用住宅の所有の関係、高齢者等のための設備状況別住宅数

住宅の種類	総数	高齢者等のための設備がある													高齢者等のための設備はない
		総数	手すりがある								またぎやすい高さの浴槽	廊下などの幅が車椅子で通行可能	段差のない屋内	道路から玄関まで車椅子で通行可能	
			玄関	トイレ	浴室	脱衣所	廊下	階段	居住室	その他					
住宅総数	4,660	2,480	320	1,040	710	150	330	1,170	60	40	1,020	840	800	690	2,140
専用住宅	4,300	2,280	260	950	650	130	310	1,070	40	40	940	780	760	660	1,990
持ち家	3,310	2,060	240	920	620	130	310	960	40	10	840	750	720	630	1,260
借家	950	160	10	40	30	－	－	110	－	30	110	40	40	20	730
店舗その他の併用住宅	200	160	60	80	60	20	20	100	20	－	80	60	40	30	160
高齢者対応型共同住宅	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

・高齢者等のための設備状況「不詳」を含む
・複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない
・専用住宅の所有の関係「不詳」を含む

住宅の種類別空き家数並びに一時現在者のみの住宅数及び建築中の住宅数

住宅の種類	総数	専用住宅	店舗・その他の併用住宅
空き家数	560	520	40
一時現在者のみの住宅数	10	10	－
建築中の住宅数	－	－	－

＜住宅･土地統計調査とは？＞

住宅・土地統計調査は総務省の統計調査で、住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

この調査は、昭和２３年の開始以来、５年ごとに実施されております。

長崎県では、平成１５年調査においては約３万８千（全国では約４００万）の住宅や世帯が調査対象となりました。

用語の解説

住宅

一戸建てやアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことが出来るように建築または改造されたものをいう。

居住世帯のない住宅

- 一時現在者のみの住宅
- 空き家
  - 二次的住宅
    - 別荘
    - その他
  - 賃貸用の住宅
  - 売却用の住宅
  - その他の住宅
- 建築中の住宅

＊ 一時現在者のみの住宅とは、昼間だけ使用している人とか何人かの人が交代で寝泊りしているなど、そこに普段居住している者が一人もいない住宅。

別荘とは、週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅。

その他とは、普段住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなった時に寝泊りしている人がいる住宅。

賃貸用、売却用の住宅とは、新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅。

その他の住宅とは、上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。

建築中の住宅とは、住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが戸締りができるまでにはなっていないもの。

住宅以外で人が居住する建物

- 会社、官公庁・団体の独身寮などのように、生計をともにしない単身の従業員をまとめて居住させる「会社等の寮・寄宿舎」
- 学校の寄宿舎などのように、生計をともにしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる「学校等の寮・寄宿舎」
- 生計をともにしない単身者を長期にわたって下宿させる「下宿屋」
- 旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための「旅館・宿泊所」
- 社会施設・病院・工場・作業所・事務所などのように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない「その他の建物」

住宅の種類

専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅。

店舗その他の併用住宅

商店・飲食店・理髪店・医院などの業務に使用するために設備された部分と居住のように供せられる部分とが結合している住宅や、
農業・林業・狩猟業の業務に供するために設備された、土間・作業場・納屋などの部分と居住のように供せられる部分とが結合している住宅。

住宅の建て方

一戸建

一つの建物が1住宅であるもの。

長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。
いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共有しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。
階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある場合もここに含まれる。

その他

上記のどれにも当てはまらないもので、例えば、工場や事務所などの一部が住宅となっているような場合。

建物の構造

木造

建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの。「防火木造」は含まない。

防火木造

柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁が延焼の恐れがある部分が、モルタル、サイディングボード、トタンなどの
防火性能を有する材料ができているもの。

鉄骨・鉄筋コンクリート造

建物の骨組みが鉄骨・鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造または鉄筋コンクリート造のもの。

鉄骨造

建物の骨組みが鉄骨造（柱・はりが鉄骨のもの）のもの。

その他

上記以外のもの。例えば、ブロック造、レンガ造などのものが含まれる。

人が居住する住宅

持ち家

そこに居住している世帯が全部または一部を所有している住宅。

公営の借家

都道府県や市区町村が所有または管理する賃貸住宅で「給与住宅」ではないもの。いわゆる市営、町営住宅のこと。

公団・公社の借家

「都市基盤整備公団」や、県や町の「住宅供給公社」などが所有または管理する賃貸住宅で「給与住宅」でないもの。

民営借家

国・都道府県・市区町村・公団・公社以外のものが所有または管理している賃貸住宅で「給与住宅」でないもの。

個人所有は個人が所有しているアパート・一戸建を借りている、**法人所有**は不動産会社所有のマンションなどを借りている、給与住宅は社宅・公務員住宅などのように会社・団体・官公庁が所有または管理してその職員を職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅。

住宅以外で人が居住する建物

工場、事務所など住宅以外の建物全体または一部を、その世帯が所有、借りる、貸している場合。

室数及び畳数

居住室数

居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。

玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などは含めない。

畳数

一般的な畳の数を計上。洋間の場合は、３．３平方メートルを2畳の割合で換算。